

4. 技能実習生が帰国後、習得した技能等を適切に活用できるよう就職先のあっせんなどの支援を行うこと	
☐ 技能実習生に対して、帰国前にキャリア相談を実施していますか？	希望や依頼があれば、実施します。
☐ 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？	送り出し機関、日系企業（工業団地）に人材を紹介します。現在まで、29人を紹介できました。 また、再入国の希望があれば、特定技能面接へ推薦します。
5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること	監理団体・企業から要請・依頼があれば、対応します。
6. 送出国又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと	なし
7. 送出国の法令に従って事業を行うこと	法令に従っています。
8. 送出国又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと	なし
・保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者の金銭その他の財産を管理する行為 ・技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為 ・技能実習生等の人権を侵害する行為 ・技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為	
☐ （技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？	ありません。
☐ 技能実習生の職務履歴書等、送出国が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？	はい、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させています。
9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないこと（について、技能実習生から確認すること）	していません。
10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること	
☐ 送出国が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？	はい、適切な内容となっています。 日本語、日本に関する知識(法律・文化・生活など)、また監理団体・企業からの指導内容（ルール・専門用語など）を教育します。
☐ 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？	技能実習生が困ることやトラブルが生じる時、監理団体と一緒に適切にサポートしています。

あさひねっと協同組合による評価
適合